

富士市プレミアム付商品券

取扱加盟店を募集します!!

登録申請は 2019 年 7 月 31 日(水)まで

消費税・地方消費税引き上げによる住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えを目的に、富士市プレミアム付商品券が販売されます。

富士市内において、一般消費者を対象とした店舗（金融業、風俗業等、公序良俗に反する事業者を除く）であれば、取扱加盟店に登録できます。是非この機会にご検討くださいますようお願いいたします。富士商工会議所 HP (www.fuji-cci.or.jp) も併せてご覧ください。

1.富士市プレミアム付商品券について(概要)

- | | |
|---------|---|
| (1)販売対象 | 2019 年 1 月 1 日時点の富士市民で 2019 年度分住民税が非課税である人（住民税課税者の生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者等を除く）、3 歳未満児がいる世帯主 |
| (2)販売単価 | 1 セット 4,000 円(500 円券×10 枚)
対象者に配布する購入引換券 1 枚で 5 セットまで購入可能 |
| (3)販売総額 | 10 億 7,500 万円（商品券額面） |
| (4)販売期間 | 2019 年 10 月 1 日(火)～2020 年 1 月 31 日(金) |
| (5)販売場所 | 市の指定する販売窓口 |
| (6)使用期間 | 2019 年 10 月 1 日(火)～2020 年 2 月 29 日(土) |
| (7)使用場所 | 富士市内の取扱加盟店登録店のみ |

2.実施主体

富士市

3.問合せ先

富士商工会議所 TEL 52-0995 / FAX 52-9796

富士市商工会（鷹岡事務所）TEL 71-2358 / FAX 71-9920

（富士川事務所）TEL 81-1280 / FAX 81-2716

「富士市プレミアム付商品券（以下、商品券）」取扱加盟店要項

1. 加盟店に登録できる事業所

- 富士市内において、一般消費者を対象とした店舗で反社会的勢力との関係をもっていない事業所を対象とします。なお、金融業、風俗業の他、公序良俗に反する事業は除きます。
- テナント店の場合、個店で登録しないと代金として商品券を受け取れない、換金できない等の不都合が起きることがありますので、あらかじめ各店舗やテナントオーナーにご確認ください。

2. 登録申込手続き

- 登録申請は 2019 年 7 月 31 日(水)までです。
期間を過ぎても登録できますが、周知チラシ印刷物等に店名が掲載されません。
- 裏面の取扱加盟店登録申込書に記入・押印の上、富士商工会議所、富士市商工会へ持参または FAX にてご提出ください。登録手続きは無料です
- 事業者規模は、富士市内における店舗面積の合計が 300 m²以上または資本金 1 億円以上のいずれかに該当すれば中・大規模事業者とし、それ以外の者を小規模事業者とします。
但し、コンビニエンスストア等の個人フランチャイジーは小規模事業者とみなします。
- 取扱加盟店登録申込書は富士商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

3. 商品券の利用

- お釣の取り扱いはできません。現金との交換・両替もできません。公共料金、債務の支払い、金券等の購入もできません。また、国の指針によりタバコ・宝くじも購入できません。
- 商品券の有効期間は **2019年10月1日(火)から2020年2月29日(土)まで**です。

4. 使用済み商品券の換金

- 換金窓口及び換金日は、後日ご案内いたします。
- 商品券換金にかかる**換金手数料・振込手数料**については、取扱加盟店の負担はありません。
- その他、換金にかかる注意事項は登録いただいた後に連絡いたします。

富士商工会議所 FAX 52-9796

富士市商工会（鷹岡事務所） FAX 71-9920

富士市商工会（富士川事務所） FAX 81-2716

2019年 月 日

「富士市プレミアム付商品券」取扱加盟店登録申込書

富士市プレミアム付商品券事業の趣旨に賛同し、取扱加盟店として登録を申し込みます。

事業所名				印
フリガナ 屋号 ㊤ 広報物等に掲載します	フリガナ			
事業所所在地 ㊤	〒 富士市			
代表者名(役職)	()			
事務担当者名(役職)	()			
電話番号 ㊤			FAX 番号	
業 種 ㊤	1.製造業 2.建設業 3.卸売業 4.小売業 5.飲食業 6.サービス業 7.運輸業 8.その他()			
主要取扱い品・サービス ㊤				
所属団体 申込書提出時の内容で ○をつけてください	1. 富士商工会議所 2. 富士市商工会 3. 上記いずれにも所属していない			
業者規模の区分 申込書提出時の内容で ○をつけてください	1. 小規模事業者 2. 中・大規模事業者 (小規模事業者と中・大規模事業者の区分基準は取扱加盟店要項の2をご覧ください)			
入金・振込用 登録口座	金融機関名	信用金庫・農協 銀行・労金・その他		店
	預金 科目	普通・当座・その他	口座番号 左詰め記入	
	フリガナ			
口座名義				

1. 取扱加盟店要項を良くお読みの上、全ての項目にご記入ください
2. ㊤印の項目は富士商工会議所ホームページ内あるいは周知チラシ内の取扱加盟店一覧表にて告知項目となる予定です
3. この申込書の記載内容は本事業にのみ利用します